

第1回宮崎県教科用図書選定審議会 会議概要

- 1 日時
令和4年4月27日（水） 午前10時から正午まで
- 2 場所
宮崎県防災庁舎 防74、75号室
- 3 出席者
 - (1) 委員（19名出席）
満園真由美委員、黒木倫徳委員、南真紀子委員、須見かおる委員、多田展之委員、上杉可奈子委員、仲家孝委員、山下辰弥委員、黒木知佳委員、明松美佳委員、高松泰委員、細山田修委員、寺田菜穂子委員、立元真委員、田宮昌子委員、矢野三千宏委員、岡本吉弘委員、松本祐子委員、山川文恵委員
 - (2) 事務局
教育次長（教育振興）
義務教育課長、義務教育課課長補佐、
義務教育課主幹（義務教育・学力向上第一、第二担当）
義務教育課副主幹（義務教育・学力向上第一担当）
義務教育課指導主事（義務教育・学力向上第一、第二担当）
特別支援教育課長、特別支援教育課課長補佐
特別支援教育課副主幹（指導担当）
特別支援教育課指導主事（指導担当）
- 4 議事内容
 - (1) 県教育委員会あいさつ
 - (2) 委員及び事務局職員紹介
 - (3) 教科用図書選定審議会について
 - (4) 会長及び副会長選出
 - (5) 会長及び副会長あいさつ
 - (6) 議事
 - ア 諮問
 - ① 小学校及び中学校（県立以外）、義務教育学校用教科用図書について
 - ② 県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について
 - ③ 小学校及び中学校、義務教育学校の特別支援学級用教科用図書について
 - ④ 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について
 - ⑤ 採択の公正性、透明性について
 - イ 質疑
 - (7) 今後の審議会開催計画
 - (8) その他
- 5 要旨
 - 義務教育課課長補佐が、本審議会の役割等について説明した。
 - 委員の互選により、立元真委員が会長、満園真由美委員が副会長として、選任された。
 - 義務教育課長が、県教育委員会から本審議会への諮問事項について説明を行い、質疑応答が行われた。
 - 義務教育課主幹（義務教育・学力向上第二担当）が諮問事項1、2の答申作成の考え方及び諮問事項5の採択の公正性、透明性について、特別支援教育課副主幹（指導担当）が諮問事項3、4の答申作成の考え方について、それぞれ説明し、審議が行われた。

6 主な質疑内容

(1) 諮問事項について

<小学校及び中学校（県立以外）、義務教育学校用教科用図書について>

Q： 教科書採択は法律で、「毎年採択すること」となっているとのことでしたが、今年度は、採択はするが採択替えができないという理解でよろしかったでしょうか。

A： 令和4年3月31日付けの文科省通知にも示されておりますが、「令和4年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度と同一の教科書を採択しなければならない」とされています。したがって、基本的には、今年度は、令和3年度と同一の教科書を採択するということとなります。

<県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について>

Q： 県立中学校や中等教育学校においても同様に採択替えができないという理解でよろしいでしょうか。

A： 委員のおっしゃるとおり、令和3年度と同一の教科書を採択することとなります。

<小学校及び中学校、義務教育学校の特別支援学級用教科用図書、特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について>

Q： 小学校及び中学校並びに義務教育学校の特別支援学級や、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書については、毎年採択替えができることになっていますが、どのような流れで採択が進むのでしょうか。

A： (特別支援教育課 回答)

採択の流れにつきましては、お手元の審議会資料の P 14 をお開きください。こちらの採択事務の流れ図の右上になりますが、各特別支援学校において、それぞれ校内に教科用図書選定委員会を設置し、学校の実情に合わせて具体的な観点や視点を設定し、審議をします。

次に、各学校から希望する教科用図書について県教育委員会に申請をします。県教育委員会では、各学校から申請のあった、希望教科用図書について審査を行い、学校ごとに教科用図書を採択します。

なお、小学校及び中学校と同じ教科用図書を使用する場合は、流れ図の右下にあります採択地区内にある採択地区協議会において選定された教科用図書と同一の教科用図書を使用します。

<採択の公正性、透明性について>

Q： 諮問事項5の「情報の積極的な公表」に関して、「開かれた採択の一層の推進」に努めるとのご説明がありましたが、具体的には、県そして各地区はどのようなものを公表するのでしょうか。

A： 本会の冒頭で確認をさせていただきましたが、県としましては、選定審議会委員

及び専門調査員の名簿、研究資料、選定審議会における議事の概要など、9月1日に県教育委員会のホームページに公開させていただきます。なお、議事につきましては、発言者や発言内容が特定されることのないよう、「概要」として公表することにしております。また、採択地区協議会におきましても、採択結果、採択理由、研究資料などを積極的に公表するよう努力義務が課されているところです。したがって、採択に関する説明責任を果たせるよう、教科書の特徴が明瞭にわかるような採択基準を設け、研究を進めていくことが重要であると考えております。

(2) その他

<今後の審議計画について>

意見： 今後、本審議会が答申で示しました内容等をもとに、県教育委員会が指導助言等を行うことになる各採択地区市町村教育委員会への情報提供について意見を述べさせていただきます。

「次年度以降の採択・採択替えに向けての計画的な準備等」につきましては、各採択地区市町村教育委員会へ必要な情報を周知することが不可欠だと考えます。そのため、各採択地区における協議会設置のための次年度予算の確保や教科書採択のスケジュールなど、県教育委員会としての情報提供をよろしく願います。

意見： 私は昨年度も委員をさせていただきましたが、昨年度同様、事務局で答申案を作成していただき、次回この会で提案していただくというのはいかがでしょうか。

<教科用図書採択について>

意見： このような審議会教科書についてしっかりとした審議が行われていることを保護者も子供たちも知らない状況があります。教科書がしっかりとした手続きを踏んで採択されていることを、もっと周知するべきではないでしょうか。保護者や子供たちに教科書の大切さを様々な方法で伝えてほしいと思います。

<特別支援学校に転入してくる児童生徒の教科書について>

Q： 特別支援学級から特別支援学校へ転入してくる児童生徒の多くは、通常の学級の児童生徒と同じ教科書を使用していることが多く、転入後必要に応じて教科書を変更することがあります。特別支援学級の児童生徒の実態に合った採択ができているのでしょうか。

A： (特別支援教育課 回答)

特別支援学級の児童生徒の教科書採択については、各学校で実態に合ったものを採択していると考えます。なお、教育課程に合ったものを採択する必要があります。

<教科用図書の内容について>

Q： 日本農業遺産に県内の産業が認定されました。教科書や副読本に掲載し、子供たちに宮崎の素晴らしさを発信できないでしょうか。

A： 教科書に掲載内容については、教科書発行者の判断によるものです。副読本については、宮崎県教育委員会が中心となり編集しているため、日本農業遺産の掲載について検討は可能です。(今後も副読本の作成に当たっては、学習内容と児童の発達段階を鑑みて、適切な教材となるよう努めます。)

<事務局からの提案について>

Q：第2回の選定審議会について、事務局から予定（提案）がありますか。

（提案）

第2回の審議会は、5月27日（金）に行いたい。内容については、事務局が作成した答申案について審議いただく。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況次第では、審議会への委員の出席が困難となることも予想される。宮崎県教科用図書選定審議会規則第3条3項には、「審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。」とある。第2回審議会が開催できない場合、出席委員の意見を聞くことができないので、同規則第6条の規定により、会長、副会長には出席いただき、その他の委員においては、委任状の提出をもって、その一切の権限を会長に委任するとともに出席と見なすこととしてよいでしょうか。

全会一致で承認